

---

---

## **第6章 介護保険料の設定と利用者負担の軽減**

---

---

# 第1節 介護保険料の設定

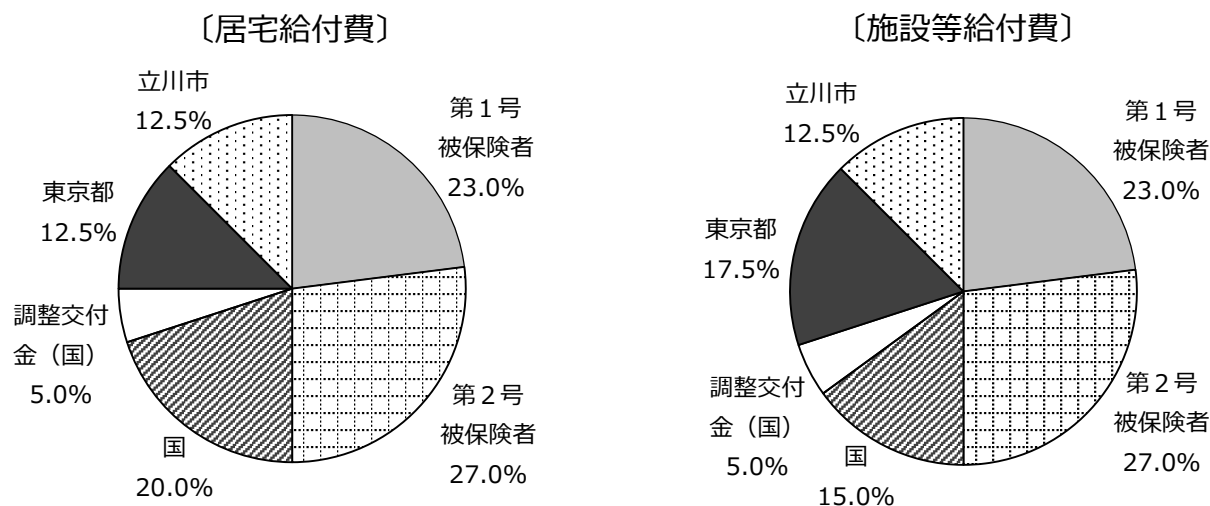
## 1 第8期計画の財源構成

### (1) 保険給付の財源

保険給付の財源は、基本的に50%を公費（国・都・市）で負担し、残りの50%は65歳以上の第1号被保険者\*と40～64歳の第2号被保険者\*から徴収する介護保険料で賄われています。

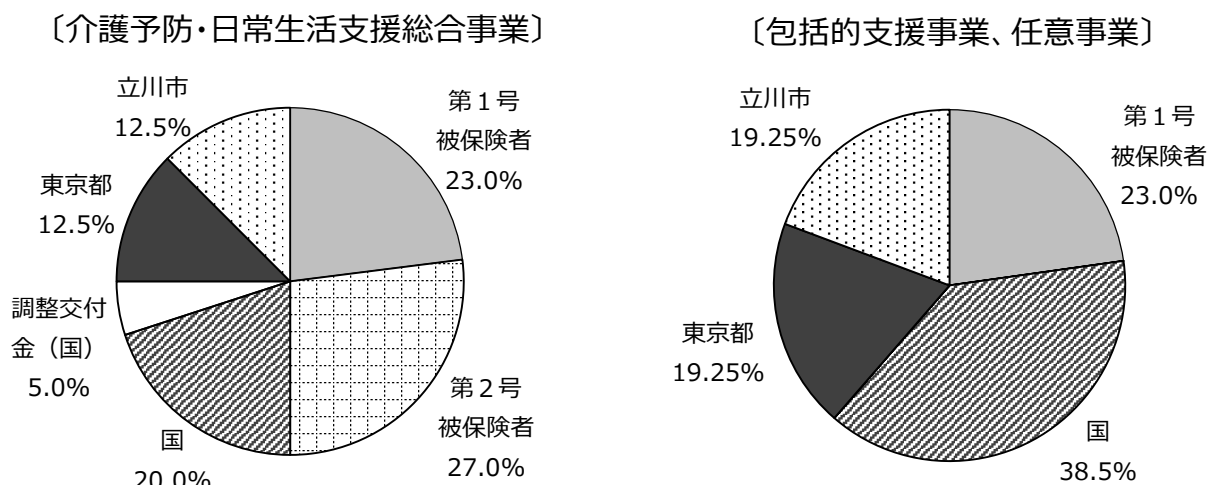
また、保険給付のうち、居宅給付費に係る公費分の負担割合は、国が25%、都と市が12.5%となりますが、施設等給付費については、国が20%、都が17.5%、市が12.5%の負担となります。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっており、第8期計画の3年間ににおいては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%と定められています。



### (2) 地域支援事業の財源

地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業\*については保険給付と同様の財源構成となりますが、包括的支援事業や任意事業\*については第2号被保険者の負担はなく、国が38.5%、都と市がそれぞれ19.25%を負担し、残りの23%を65歳以上の第1号被保険者が負担することになります。



## 2 保険料の所得段階の設定

第1号被保険者\*の介護保険料は、所得段階別の定額保険料を設定しており、国が示す標準段階から、市町村の状況によって、多段階化や保険料率の変更が可能となっています。第8期計画でも、負担能力に応じた負担を求める観点から、国が示した標準段階（9段階）をさらに多段階化し、14段階としています。また、公費により低所得者（第1段階～第3段階）の保険料を軽減しています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合		標準段階 (国基準)
		第7期	第8期	
第1	住民税世帯非課税で、年金の年額等が80万円以下の方、老齢福祉年金受給者の方・生活保護受給の方	0.47	0.47	0.5
	軽減措置後	0.27	0.27	
第2	住民税世帯非課税で、年金の年額等が120万円以下の方	0.6	0.6	0.75
	軽減措置後	0.35	0.35	
第3	住民税世帯非課税で、年金の年額等が120万円超の方	0.66	0.66	0.75
	軽減措置後	0.61	0.61	
第4	本人住民税非課税で、年金の年額等が80万円以下の方	0.83	0.83	0.9
第5	本人住民税非課税で、年金の年額等が80万円超の方	1	1	1
第6	住民税課税で、合計所得金額*120万円未満の方	1.15	1.15	1.2
第7	住民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1.28	1.28	1.3
第8	住民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満の方	1.5	1.5	1.5
第9	住民税課税で、合計所得金額320万円以上400万円未満の方	1.62	1.62	1.7
第10	住民税課税で、合計所得金額400万円以上600万円未満の方	1.88	1.88	
第11	住民税課税で、合計所得金額600万円以上800万円未満の方	2.16	2.16	
第12	住民税課税で、合計所得金額800万円以上1,000万円未満の方	2.3	2.3	
第13	住民税課税で、合計所得金額1,000万円以上2,000万円未満の方	2.45	2.45	
第14	住民税課税で、合計所得金額2,000万円以上の方	2.6	2.6	

※第8期計画では、第7段階と第8段階の所得段階の区分額を200万円から210万円に、第8段階と第9段階の所得段階の区分額を300万円から320万円に変更しています。

※「年金の年額等」は、税法上の合計所得金額に課税年金収入を加えた額から分離譲渡所得の特別控除および公的年金等の雑所得を差し引いた額になります。

※平成30（2018）年度税制改正により、給与所得控除および公的年金等控除の控除額が引き下げられたことに伴い、従前よりも被保険者の負担が増加しうることから、所得段階の算定においては、その影響がおよばないよう所要の調整を行います。

### 3 保険料基準額

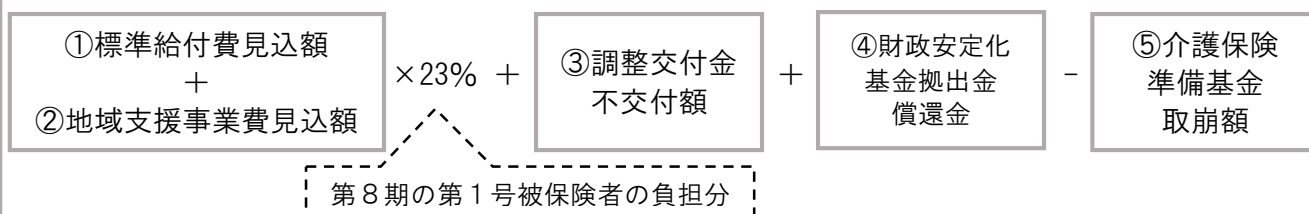
#### (1) 基準額の算定

基準額とは、各所得段階における保険料を決める基準となる金額です。保険者（市区町村）によって、必要な給付費等の金額や65歳以上の人数等が異なるため、基準額も保険者（市区町村）ごとに異なります。年額基準額は、計画期間中（3年間）に必要な標準給付費と地域支援事業費の見込額を推計し、下記の式で算定します。

$$\text{基準額（年額）} = \boxed{\text{A 保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{B 保険料予定収納率}} \div \boxed{\text{C 延べ第1号被保険者*数}}$$

#### < A 保険料収納必要額 >

第8期計画期間中に保険料として収納しなければならない額を指します。当額は、下記の式で算定を行い、別途、標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、調整交付金\*不交付額、財政安定化基金\*拠出金・償還金、介護保険準備基金\*取崩額の推計が必要となります。



項目	金額（千円）	算出方法等
① 標準給付費見込額	40,179,892	第8期計画期間中の介護保険サービスに係る標準給付費を推計します。
② 地域支援事業費見込額	2,431,302	標準給付費と同様に地域支援事業費を推計します。
③ 調整交付金不交付額	135,110	国の調整交付金の交付割合は原則として5%ですが、75歳以上の高齢者数や所得階層の割合等で増減するため、第8期計画期間における不交付の割合（5%－交付割合）を見込んだ上で、不交付額を推計します。 〔計算式〕＝（①＋②）×不交付割合
④ 財政安定化基金拠出金・償還金	0	第8期計画期間においては、財政安定化基金への拠出金は必要なく、償還金もありません。
⑤ 介護保険準備基金取崩額	500,000	第7期計画期間における第1号被保険者保険料の剰余金（介護保険準備基金）の一部を取り崩して第8期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇を抑制します。

上記によって算出される保険料収納必要額は、9,435,684千円となります。

#### < B 保険料予定収納率 >

特別徴収は100%と見込み、普通徴収は過去の実績により見込みます。第8期計画も第7期計画に引き続き、97.5%と見込みます。

<C 延べ第1号被保険者\*数>

第8期計画期間中に保険料を負担いただく延べ第1号被保険者数（保険料弾力化後所得階層別補正後人数）を推計します。

第8期計画では、137,156人となります。

上記により、第1号被保険者保険料基準額は、

〔年額〕 70,500 円

〔月額〕 5,880 円

となります。

**(2) 令和7（2025）年度、令和22（2040）年度の保険料基準額の推計**

第8期計画においては、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間に加え、団塊の世代\*が75歳以上となる令和7（2025）年度、団塊のジュニア世代\*が65歳以上となる令和22（2040）年度における介護保険料の基準額についても推計することとなっているため、前述と同様の手順により、下記のとおり推計を行っています。

〔令和7（2025）年度の介護保険料基準額の推計額〕

〔年額〕 78,100 円

〔月額〕 6,512 円

〔令和22（2040）年度の介護保険料基準額の推計額〕

〔年額〕 103,700 円

〔月額〕 8,648 円

上記の推計額は、介護保険準備基金\*の取り崩し等を含まない金額になります。

## 4 所得段階別保険料

保険料基準額に基づく、第8期計画期間〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕の所得段階別の保険料は次のようになります。第1号被保険者\*の所得段階別保険料は第7期計画と同額になります。

所得段階	対象者	保険料率	第8期保険料
第1段階	住民税世帯非課税で、年金の年額等が80万円以下の方、 老齢福祉年金受給者の方・生活保護受給の方	0.27	19,000円
第2段階	住民税世帯非課税で、年金の年額等が120万円以下の方	0.35	24,600円
第3段階	住民税世帯非課税で、年金の年額等が120万円超の方	0.61	43,000円
第4段階	本人住民税非課税で、年金の年額等が80万円以下の方	0.83	58,500円
第5段階	本人住民税非課税で、年金の年額等が80万円超の方	1.00	70,500円 (基準額)
第6段階	住民税課税で、合計所得金額*120万円未満の方	1.15	81,100円
第7段階	住民税課税で、合計所得金額120万円以上210万円未満の方	1.28	90,300円
第8段階	住民税課税で、合計所得金額210万円以上320万円未満の方	1.50	105,800円
第9段階	住民税課税で、合計所得金額320万円以上400万円未満の方	1.62	114,300円
第10段階	住民税課税で、合計所得金額400万円以上600万円未満の方	1.88	132,600円
第11段階	住民税課税で、合計所得金額600万円以上800万円未満の方	2.16	152,400円
第12段階	住民税課税で、合計所得金額800万円以上1,000万円未満の方	2.30	162,200円
第13段階	住民税課税で、合計所得金額1,000万円以上2,000万円未満の方	2.45	172,800円
第14段階	住民税課税で、合計所得金額2,000万円以上の方	2.60	183,400円

※「年金の年額等」は税法上の合計所得金額に課税年金収入を加えた額から分離譲渡所得の特別控除および公的年金等の雑所得を差し引いた額になります。

## 5 保険料の軽減

### (1) 公費負担による軽減

高齢化の進行等に伴う介護ニーズの増大により介護保険料の上昇が続く中、保険給付費の5割の公費負担に加えて、別枠で公費（財源は国が1/2、都と市が1/4）を投入し、低所得者の保険料負担の軽減強化を図っています。

第8期計画期間〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕においても、消費税増税分を財源として、第1段階から第3段階保険料率の引き下げを行います。

### (2) 保険料設定の弾力化による軽減

介護保険料については、従来から負担能力に応じた負担を求めるため、本市では国が示した標準段階をさらに多段階化した所得段階を設定しています（保険料設定の弾力化）。

第8期計画期間〔令和3（2021）～令和5（2023）年度〕においても、国の9段階に対して14段階の設定を継続しています（各段階の所得金額は若干異なります）。

このような設定を行うことにより、低所得者に対して国基準より低い料率を設定し、結果的に介護保険料の軽減を図ることにしています。

## 第2節 利用者負担の軽減

### 1 介護保険制度上の軽減制度

#### (1) 高額介護サービス費の支給

介護保険サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割の金額を、利用料として自己負担していただきますが、1か月に支払った利用者負担額が所得に応じた限度額を超えたときは、「高額介護サービス費」として超えた分を申請により支給します。

また、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給します。なお、対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費や住宅改修費の負担額、施設に入所・入居した場合などの食費、居住費等は含まれません。

#### (2) 高額医療合算介護サービス費の支給

医療費が高額になった場合には、加入している医療保険から「高額療養費」が支給され、介護保険のサービス費が高額になった場合には前述のとおり「高額介護サービス費」が支給されますが、それぞれの限度額を適用した後、さらに両方の負担額の1年間（8月～翌年7月）の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合には、「高額医療合算介護サービス費」として、超えた分を申請により支給します。

#### (3) 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所・入院された場合や、短期入所サービスを利用した場合の食費や居住費等については、原則として全額自己負担になりますが、所得の低い方の施設利用が困難とならないように、所得に応じて補足給付として「特定入所者介護サービス費」を支給します。

特定入所者介護サービス費は、介護保険からサービスを提供した施設等に直接支払われることになり、利用者は食費・居住費等として、所得に応じて決定される負担限度額までの金額を、施設等に支払うこととなります。



## 2 その他の軽減制度

### (1) 介護保険サービス利用料の負担軽減制度（市制度）

介護保険サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割、2割または3割の金額を、介護保険サービスの利用料として自己負担していただきますが、経済的事情等により負担が困難な方のために、本市独自の制度として、自己負担額を軽減する制度を設けています。

対象は、収入や資産などが一定基準以下の世帯全員が住民税非課税の方（生活保護受給者を除く）で、介護保険サービスを利用した場合の自己負担額の70%または100%を軽減します。

### (2) 生計困難者等に対する介護保険利用者負担軽減制度（国・都制度）

低所得で生計が困難である方や生活保護受給者について、国や都、市が一定の負担をすることにより、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用者の自己負担額を軽減する制度を設けています。

対象となるサービスの利用料のほか、施設などに入所した場合の食費、居住費等の4分の1を軽減しますが、生活保護受給者については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の個室を利用した場合の居住費等を対象に軽減します。

なお、本市では、前述の「介護保険サービス利用料の負担軽減制度」によって、生活保護受給者以外の方については軽減が図られていますので、生計困難者等に対する介護保険利用者負担軽減制度で軽減を受けることになる方は、現在のところ、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の個室を利用した生活保護受給者のみになります。